

# 成年後見制度を知っていますか？

## 判断能力って何だろう？

判断能力とは、自分で行うことの結果を理解・判断し、責任を負える能力のこと。簡単にいえば、自分で『損得』を考えて行動できる能力のことです。

私たちは、日常生活の中で意識的・無意識的に『損得』を考えて暮らしています。大きな買い物をしたり、契約等の法律行為を行ったりするときも、「これを買った方が得だな」とか「この契約をしたら損だな」と考え、通常は自分の不利益にならないように（損をしないように）判断をしています。

## この判断能力が低下・欠如した場合、どんなことが起こるのでしょうか？

### 判断能力が低下・欠如すると…

- 悪質商法など自分にとって不利な契約を結ばれてしまう
- 契約を含む法律行為が無効になってしまう
- 金融機関との取引ができなくなってしまう

### ！ 自分には関係ないと思っていても・・・

認知症の進行や知的障害・精神障害の状況によっては、判断能力の低下や欠如が認められることが多くあります。認知症は誰でも発症する可能性のある病気です。加齢とともに発症率は上昇し、病気の進行に当たって判断能力は低下していきます。今は大丈夫。でも、3年後、5年後、10年後も大丈夫でしょうか？

## ? 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が低下・欠如した状態になった場合に、本人の不利益にならないように、財産管理や契約などを成年後見人等が本人に代わって行う制度です。

後見人等が財産管理や法律行為を支援することで、判断能力が低下・欠如した人の権利や財産を守り・保護します。悪質商法から財産を守ることや福祉サービスの契約などにも有効です。

### Q どうしたら「成年後見制度」を利用できるの？

**A** 家庭裁判所に審判の申立を行います。申立ができるのは、原則として本人、配偶者、子、親、孫、きょうだいなど4親等以内の親族に限られます。また、身寄りがない場合など申立できる人がいないときは市町村長が申立を行うこともあります。

### Q 後見人になるのはどんな人？

**A** 家庭裁判所が本人の情報を総合的に判断して選任します。親族が後見人になる場合、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が後見人になる場合、社会福祉協議会やNPOなどの法人が後見人になる場合があります。また、後見人の候補者がいる場合には、申立時に候補者として挙げることも可能です。



毛呂山町社会福祉協議会  
宮永 沙樹依 さん



NPO法人  
高齢者・障害者サポートクラブ  
長沢 明好 さん

### ！ 将来の不安に備えたい方へ

将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ人（任意後見人）に、自分に代わって支援してもらいたい内容を契約で決めておく「任意後見契約」があります。



判断能力の程度によって支援の内容が変わるの？



下の図のように本人の判断能力の程度によって、「後見」「保佐」「補助」という3つの類型に分かれます。それぞれの類型により、支援の内容が変わります。

## 成年後見制度

### 法定後見制度

### 任意後見制度

判断能力が  
ほとんどない  
「後見」



判断能力が  
著しく不十分  
「保佐」



判断能力が  
不十分  
「補助」



判断能力が  
十分ある



家庭裁判所が決定

本人が決定

後見人

保佐人

補助人

任意後見人



後見人は何ができるの？

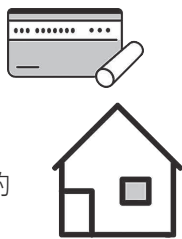
後見人は全ての行為ができるわけではありません。



基本的に法律に関することはできますが、婚姻・離婚等の身分行為や日常生活の直接的な支援はできません。（※保佐人および補助人は家庭裁判所が定める行為のみできます。）

### できること

- 預貯金や年金の管理
- 相続に関すること
- 不動産に関すること
- 訴訟に関すること
- 入院や入所、福祉サービスなどの契約や手続きに関すること（身上保護）



### できないこと

- 調理や入浴支援、病院の送迎などの直接的な介護行為
- 身元保証人となること
- 本人の手術や延命治療の同意
- 婚姻・離婚等に関する同意や取消など



## 安心してご相談ください

役場の福祉課と高齢者支援課内に「権利擁護支援センター」があり、「成年後見制度」についての相談や情報提供を行っています。

また、同センターでは障害者や高齢者の「虐待」に関する通報や相談なども受け付けていますので、安心してご相談ください。

### 問合せ

役場福祉課

☎295-2112 ☎112・113

役場高齢者支援課

☎295-2112 ☎128・129